

令和5年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 4 項による定期監査.....	1
第 2 監査の対象.....	1
第 3 監査の着眼点.....	1
第 4 監査の主な実施内容.....	1
第 5 監査の実施場所及び日程.....	1
第 6 監査の結果.....	1
1 健康福祉部	2
(1) 地域福祉課	2
(2) 健康医療対策課.....	3
(3) 新型コロナウイルスワクチン対策室.....	4
(4) 子ども・子育て支援課（子育て世代包括支援センターを含む）	4
2 産業経済部	5
(1) 商工労働課	5
(2) 産業振興課（広島事務所を含む）	6
(3) ふるさと寄附推進室.....	6
(4) 農林振興課（農林業支援センターを含む）	7
(5) 水産振興課	8
(6) 観光交流課	9
3 農業委員会	10
第 7 総括意見.....	10

令和5年度 定期監査の結果

第1 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

監 査 対 象 部 課	
健康福祉部	地域福祉課、健康医療対策課、子ども・子育て支援課（子育て世代包括支援センターを含む）、新型コロナウイルスワクチン対策室 ※保険年金課は令和3年度に実施したため対象としない
産業経済部	商工労働課、産業振興課（広島事務所を含む）、ふるさと寄附推進室、農林振興課（農林業支援センターを含む）、水産振興課、観光交流課
行政委員会	農業委員会

第3 監査の着眼点

監査に当たっては、浜田市監査委員監査基準に準拠した監査を実施し、財務に関する事務の執行を重点的に検査し、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とした。

第4 監査の主な実施内容

令和4年度歳入、窓口現金の取扱、現金管理方法、出張旅費等の事務手続、行政財産使用許可手続、令和4年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）について、抽出により関係書類を照合、監査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の実施場所及び日程

実施場所 浜田市監査委員事務局及び浜田市子育て世代包括支援センター
日 程 令和5年9月6日から令和6年2月20日まで
(定期監査実施通知日から本監査実施最終日まで)

第6 監査の結果

監査対象の関係書類を確認したところ、財務事務を主体とする事務執行及び経営に係る事業管理については、概ね適正に行われていたが、一部において、改善（指摘事項）や検討（意見）が必要な事項が認められた。

また、全課に共通する意見をまとめ、第7 総括意見に記載している。この度の監査対象課以外の課におかれても、同様の事例がないか確認し、適切な事務執行に努めていただきたい。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 健康福祉部

(1) 地域福祉課

① 指摘事項

- ア 土地の行政財産使用料許可書について、建物として通知していた。
- イ 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする、と補助金交付要綱に規定する補助金について、円単位で精算していた。
- ウ 収入印紙が貼られていない契約書があった。
- エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。
- オ 出張命令簿と出張復命書を確認したところ、出張命令簿に記載のない出張復命書があった。
- カ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入があった。

② 意見

- ア 限られた職員数で増加する事務量を適切に行うため、協力して業務を行っている。相談者が抱える課題は複雑化しており、専門性の確保と体制の強化が求められるため、課内の連携及び情報共有を十分図り、個々の職員のスキルアップに努めて対応していただきたい。
- イ 重層的支援体制を整備する予定としている。ヤングケアラーや 8050 問題等を抱える市民の実態把握は難しい状況があるが、問題を抱える市民が孤独・孤立に陥ることがないように、引き続き、総合的な相談支援体制の整備に努めていただきたい。また、悩みを抱える市民が誰でも相談しやすい環境づくりを行い、どこへ行けば相談できるのか、困っている家族が支援の窓口を容易に把握できるよう広報及び周知に努めていただきたい。
- ウ 浜田市社会福祉協議会は、介護保険事業等において赤字となり厳しい経営状況にあり、「経営等改善計画」を作成して、会費・寄附金等の自主財源の確保やデイサービス事業を縮小するなど実施事業の見直しを進めている。生活困窮者の相談窓口や高齢者支援センターなど、社会福祉協議会が専門的に担う業務がある現状は理解できるが、総合福祉センターの指定管理者として条例において規定する事業を適切に実施できるか、また、協議会への人件費補助のあり方は妥当であるか整理を行い、必要な見直しを検討するとともに、今後も、団体の経営状況の把握や指導を強化していただきたい。

(2) 健康医療対策課

① 指摘事項

- ア 歳入調定書及び収入票が未決裁のまま綴られていた。
- イ 補助金交付申請書及び実績報告書の提出が遅いものがあった。申請者に要綱に基づいた提出をされるよう指導していただきたい。また、補助金交付決定通知書、補助金確定通知書が交付されていないものがあった。
- ウ 診療所の業務委託について、契約手続きが行われていないものがあった。
- エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。
- オ 出張命令簿について、鉛筆書きの記入が多数あった。また、訂正箇所には訂正印が押されていないかった。
- カ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入があった。

② 意見

- ア 課内には、三人の管理職が配置され情報共有を行い、きめ細かな業務のチェック体制、相談体制が行われるよう図られている。欠員等による業務負担増加についても職員の連携が充実することで良好に運用できる効果が期待されるため、管理職が率先して協力体制の整備に努めていただきたい。
- イ あさひやすらぎの家は、指定管理期間終了後は民間譲渡する計画のため、令和7年度末までに譲渡先を決定する予定としている。譲渡先の選定においては、選定方法や施設の維持修繕及び更新費用の負担も含めて条件を整理し、市民が安心して利用を継続できるよう経営体と十分協議していただきたい。
- ウ がん検診事業は、受診しやすい検診体制の推進を図っているが、令和4年度の受診率は、胃がん検診（40歳以上対象）が2.8%、肺がん検診（60歳以上対象）が6.1%と低い状況となっている。より一層周知方法を工夫し、検診率が向上するよう取り組みしていただきたい。また、受診率の算出方法は、国県及び市で異なる現状があるため、統一した算出方法について検討していただきたい。
- エ 島根県ひきこもり等に関する実態調査の結果（5年ごと）によると、平成25年度と令和元年度の人数は、島根県が4.7%の増加に対し、浜田圏域は20%の増加となっている。増加要因の把握は難しいところではあるが、令和5年度の人件調査結果に注視し、民生委員との連携体制、相談体制の整備に努めていただきたい。中高年ひきこもりへの対応は、実態の把握が難しく、問題が見過ごされることも懸念されるため、プライバシーに配慮しながら支援に向けた積極的な働きかけを期待する。
- オ 浜田市地域包括支援センター運営事業は、令和4年4月から浜田市社会福祉協議会へ委託したため、相談場所が遠くなったことによる不便さや市の事業との役割分担など課題があるとのことである。状況に応じて訪問するなどの相談対応を行っているが、業務分担について整理を行い、より機能的で効果的な体制を構築していただきたい。

カ 当市の自死の特徴は、失業による生活苦や介護疲れ、職場の人間関係や過労など仕事や職場環境に起因するものが多く占められている。自死予防週間や過労死等防止啓発月間では、幅広く周知・普及啓発を実施しているが、引き続き、相談体制の整備やメンタルヘルス対策などの推進、また、保健所や医療機関との連携などを進め、自死予防への取組を望む。

(3) 新型コロナウイルスワクチン対策室

① 指摘事項

- ア 収入印紙が貼られていない契約書があった。
- イ 変更契約の起案について、増額による決裁区分を変更していなかった。

② 意見

- ア 令和元年度からの新型コロナウイルス感染症への対応は、想定を上回る危機対応が行われ、大変苦勞されたと認識している。当初のパンデミック時の困難を極めた状況の中、苦情や問い合わせに対応し市民の安全安心の確保に努められたこと、また、ワクチン管理及び個別、集団接種において、医師会や薬剤師会の協力を得ながら円滑に実施したことに敬意を表す。将来的に同様の突発的な事象に対応するための参考資料となるよう、一連の対応については記録を整理し、庁内で共有できるよう適切に保管されるよう留意していただきたい。
- イ ワクチン接種による副反応については個人差があり、今後も症状の相談を必要とする市民が不安にならないよう相談体制の維持に努めていただきたい。

(4) 子ども・子育て支援課（子育て世代包括支援センターを含む）

① 指摘事項

- ア 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。
- イ 出張命令簿の精算欄の記載がされていなかった。
- ウ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入があった。

② 意見

- ア 病児・病後児保育室においては、目標を上回る受入実績となっている。引続き病状の急変時等の緊急時に適切な対応ができるよう、指定管理者及び医療機関と連携を図り対応していただきたい。
- イ 児童虐待の相談件数は、島根県全体では横ばいの状況であるが、浜田市では減少傾向となっている。令和4年4月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待やDVの早期発見を行い、迅速な対応ができるよう体制を強化している。令和6年度には「浜田市こども家庭センター」を設置し、子育て世代包括支援センターと場所が離れている状況はあるが、今後も、児童福祉機能と母子保健機能を

連携させ、機敏な対応を行うことで相談事案の解決が早期に図られるよう努めていただきたい。

ウ 放課後児童クラブは、現在9か所を民間委託し、直営の11か所についても、最終的に全て委託する方針とのことである。民間委託により、民間のノウハウの活用、事務職員の人件費や事務負担の軽減が図られることが見込めるため、サービスの低下を招くことなく、引き続き方針に従って計画的に委託を推進していただきたい。

エ 統合に伴い閉園となった幼稚園の施設活用については、売却、解体後の活用、現状による活用など、様々な選択肢が考えられるため、ニーズを十分に予測した上で、効率的で効果的な活用を総合的に検討していただきたい。

2 産業経済部

(1) 商工労働課

① 指摘事項

ア 委託料について、見積徴取の省略理由の説明（金額根拠の妥当性）が不足しているものがあつた。

イ 補助金の一括概算払いについて、その理由が起案文に記載されていないものがあつた。また、補助金額は補助対象経費相当額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）、と補助金交付要綱に規定する補助金について、円単位で精算していた。

ウ 出張復命書の記載について、精算欄に鉛筆書きが複数あつた。

エ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入があつた。

② 意見

ア BUY浜田推進事業について、BUY浜田昼市の開催、各産業祭でのテーマソング・ダンス披露、学校と連携して地産地消学習に関する出前講座を実施するなど、宣伝普及に努め、認知度が向上していることは評価する。事業効果の検証が十分できるよう、販売に関するデータ化の取組を検討していただきたい。

イ 創業セミナー開催等の取組により、創業に至った案件は、過去のセミナー参加人数延べ314名に対し38名が創業しており一定の効果が見られる。引き続き、創業に繋がる効果的なセミナーを実施するとともに、創業後のフォローアップもきめ細かく対応していただきたい。創業者の支援については、支援の事後効果を確認し、支援者側のスキルアップを図っていただきたい。

ウ 中小企業における「後継者不足」は深刻な状況にあり、島根県全体においても「後継者がいない・決まっていない」事業所が約7割と高水準にある。事業承継については、各種の創業セミナーや相談会を開催するなど対策に取り組んでいることは評価する。今後も、企業の悩みや廃業理由の情報収集に努め、関係機関と連携し、後継者のマッチングやM&Aの推進など一歩踏み込んだ効果的な支援の推進を

期待する。また、浜田市においては、平成 29 年度以降、実態調査が行われていないため、直近の状況について把握するため調査等の実施を検討していただきたい。

- エ 「道の駅ゆうひパーク浜田」について、市が施設を買い取り、当面無償貸付を行いながら、令和 8 年度の公設民営化を目指し、運営事業者の選定準備を行っている。施設の建設から 30 年以上が経過し、今後、施設の老朽化に伴う多額の維持修繕及び更新費用が発生することが想定されるため、その費用負担を十分に協議検討し、計画的な対応を実施していただきたい。

(2) 産業振興課（広島事務所を含む）

① 指摘事項

- ア 広島事務所の資金前渡金について、資金前渡金の収入日前に支払い（立替払い）しているもの、購入明細がないものがあった。市の会計処理と同様に、納品書を添付し検収確認されるよう改善していただきたい。
- イ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェックがされていない。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。
- ウ 広島事務所職員の出張復命書作成及び出張旅費の支払いが適切な時期に履行されていないものが複数あった。
- エ 補助金交付事務、契約関係等の起案書やその添付書類等を確認した結果、決裁日の記入漏れ等があった。

② 意見

- ア 広島事務所の経理事務については、チェック体制が不足していた。早急に会計事務処理を改善し、資金前渡金を適切に管理していただきたい。業務管理については、活動報告書等で確認しているが、書面だけでは勤務実態の把握が困難な状況がある。毎月定例会を開き実態を把握するなど改善に取り組んでおり、引き続き業務の課題に連携して取り組みいただきたい。
- イ 企業誘致やポートセールスについて、効果のある営業活動、スキルアップに努め、企業立地、販路開拓事業を推進する職員の育成を長期的に図っていただきたい。
- ウ 浜田港振興会では、物流の 2024 年問題について、地方港にとってはチャンスととらえ企業ヒアリングを実施している。補助事業による支援を実施するなど、博多や神戸といった主要港から、浜田港への振替に向けたセールス活動に注力しており評価するものである。他県においても、輸送に係る距離や時間の短縮からモーダルシフト（輸送手段の転換）により、港を利用した船舶輸送促進に取り組んでいる事例があり、島根県と連携し、今後も浜田港の利用促進に取り組んでいただきたい。

(3) ふるさと寄附推進室

① 指摘事項

- ア 出張命令簿、出張復命書の記載について、修正液の使用や鉛筆書きが複数あった。

イ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェックがされていない。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。

② 意見

ア 人気のノドグロを初めとした水産加工品に続く特産品開発に向け、「特産品開発等支援補助金」の活用による事業者との連携やポータルサイト事業者との連携協定を結ぶなど取組を行っている。自治体間での競争が激化する中、選ばれる自治体・返礼品を目指し、変化する寄附者の動向を的確に掴み、商品開発・販路拡大に取組み、寄附額の増加に努めていただきたい。

イ 企業版ふるさと寄附の獲得については、市と縁のある企業への依頼が中心であるとのことである。増加対策については、専用ポータルサイトへの参加や企業とのマッチング支援サービスの導入等を行っているが、さらなる獲得に向けた仕組み作りを検討していただきたい。

(4) 農林振興課（農林業支援センターを含む）

① 指摘事項

ア 出張命令簿の支出科目欄、精算欄、備考（公用車使用）の記載のないものが多数あった。また、押印、訂正印のないものがあつた。

イ 手提げ金庫は、鍵付きの保管場所に保管するよう改善していただきたい。

ウ 郵便切手受払簿について、確認印等の複数チェックがされていない。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。

エ 補助金交付事務、契約関係等の起案書やその添付文書等を確認した結果、決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入等があつた。

オ 農業再生協議会としての文書と市の文書を同じファイルに綴っていた。協議会は市の組織ではないため、別に綴り保管するよう改善していただきたい。

② 意見

ア 工事発注前の現地確認不足等のため、当初契約後に施工面積等を増加する変更契約を行っていた。当初発注前の現地確認、地元協議を十分行うよう改善していただきたい。また、変更契約の理由となる地元との協議内容については、書面による報告書を作成し、経過が分かるよう保存していただきたい。

イ 今後離農が進み農業従事者が激減する見込みの中、農業者支援に注力し、生産拡大及び消費拡大に向け事業実施している。特に、令和5年に「浜田市オーガニックビレッジ宣言」を行い、大手民間企業や島根県と連携して有機農業など高収益作物への転換を進めるとともに、新たに有機農業で自営就農を目指す方を対象とした研修制度を創設するなど、有機農業の促進に向けた取組は評価する。引続き、農地活用の把握、地域課題の取りまとめを進め、また、外部企業の力を活用した仕組み作りを取組みいただきたい。

- ウ 令和6年度末までに策定する「地域計画」の基となる「目標地図」の作成を進めるため、農林振興課と農業委員会がそれぞれ役割分担をしっかりと行い、策定期が遅れることがないように取組みいただきたい。
- エ 島根県西部山村振興財団について、経営状況は厳しいが、資金調達等により受注・製造体制も整い、黒字体質への転換に改善していく見込みとのことである。今後も団体の経営状況を注視し的確に把握するとともに、適切な指導をお願いする。
- オ 多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業などの補助事業の活用により、農地等の適切な管理、遊休農地の発生防止に寄与している。多数の補助メニューによる補助金交付事務の負担が大きい現状もあるが、引き続き、適正な事務処理により農林業の振興策に向けた支援に取り組むいただきたい。

(5) 水産振興課

① 指摘事項

- ア 補助金の申請が遅いものがあった。申請者に要綱に基づいた提出をされるよう指導していただきたい。
- イ 施設の空調設備のレンタル契約について、契約に至る説明資料が不足していた。
- ウ 出張復命書の作成や旅費の精算が遅いものがあった。出張命令簿の備考欄に「公用車使用」の記載のないものがあった。
- エ 補助金交付事務、契約関係の起案書に決裁日の記入漏れ、訂正印のないもの等があった。

② 意見

- ア BB大鍋フェスティバル補助金について、繰越額や大鍋の修繕積立金に関する根拠規程を整理して交付事務を行っていただきたい。
- イ 高度衛生管理型荷捌所の維持管理や将来的な修繕費用については、多額の財源を必要とし、大きな負担となることが想定される。令和6年度に「機能保全計画」作成に向けた検討を開始するとのことであるが、関係機関と連携して衛生的な管理に努めていただきたい。また、将来的に、どこが費用を負担していくのか十分に整理検討し、国県の補助も活用しながら、財源確保に努めていただきたい。
- ウ 荷捌所の整備、漁船の更新により漁獲量及び魚価の増加が期待される。労働環境の厳しい漁業の担い手不足が懸念される中、若者漁業者の確保、事業承継に関係機関と連携して取組みいただきたい。令和5年度は、船団あたりの沖底水揚げ額が過去最高を更新するなど、明るい兆しも見えている。今後も、ハード面とソフト面の両面からの支援により、浜田港と水産業の活性化に期待する。
- エ 「山陰浜田港公設市場」の状況について、土産物等の売上増加や広告宣伝費の削減などにより収支の改善が見られる。事業者と連携した施設運営を行い、フードコートの入替も実施しているが、仲買が土曜日は休みであるため、鮮魚目当ての観光客の期待に応えることができるよう、指定管理におけるさらなる取組を促すよう検討されたい。

オ どんちっちノドグロ学校給食事業では地元高校生が下処理をして、市内小中学校の給食で提供するとともに、出前授業を通して地元水産業への愛着を育むなど大切な事業であり取組を評価する。生徒や学校、漁業者から継続を望む声があるため、「企業版ふるさと寄附」を活用した事業継続を期待する。

(6) 観光交流課

① 指摘事項

- ア 出張旅費を支払いしていないものがあった。
- イ 郵便切手受払簿について、確認印等の複数チェックがされていない。残枚数を定期的に確認し適切に管理していただきたい。
- ウ 収入票に決裁印がないものがあった。
- エ 補助金の一括概算払いについて、その理由が起案文に記載されていないものがあつた。また「補助金の額は1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額」と補助金交付要綱に規定する補助金について、円単位で精算していた。
- オ 補助金交付事務、契約関係等の起案書やその添付文書等を確認した結果、決裁日の記入漏れ、訂正印のないもの等があつた。

② 意見

- ア 多くのイベント、観光交流事業を行い外部からの集客に力を入れている。今後も大阪万博に向けた石見神楽公演に関する取組みなど、市にとって観光事業は重要であるため、人員体制の確保やノウハウの継承も含めイベント体制の強化を検討していただきたい。また、引続き各事業の広報活動に取組み、浜田市のPRに努めていただきたい。
- イ 休日勤務、時間外勤務が多い状況であるため、職員の健康管理に留意し、振替休暇、有給休暇を活用し、心身の負担が軽減するよう協力して業務を実施していただきたい。
- ウ 観光施設の危険個所の把握については、委託事業者からの報告や現地見回りにより対応している。他市の観光地では危険個所が修繕されていなかったことによる事故も発生しているため、今後も危険個所を発見した際には早期対応に努めていただきたい。
- エ 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金は、ふるさと寄附を活用し、神楽団体の衣裳等の新調・更新を補助する事業であるが、衣裳等の受注が増加するため神楽産業の支援にもつながっている。石見神楽は市の貴重文化資源であり、保存と活用の両方の取り組みが必要となるため、文化、観光の両面から支援を行い、教育委員会とも連携して取り組みいただきたい。また、石見神楽面、衣裳、蛇胴など石見神楽のものづくり文化を支える職人の後継者育成支援に向けた取組の検討をお願いする。
- オ 浜田市合宿等誘致事業補助金は、利用者や市内のホテル、飲食店からの反応は良く継続を望む声がある一方で、同じ団体からの利用が多く、利用者の拡大が課題となっている。土産の購入、観光地への周遊など経済効果にも寄与し、本事業が

当市で合宿をする理由となっていることは評価する。事業の継続については、利用者の反応や経済効果も見極め検討していただきたい。

3 農業委員会

① 指摘事項

- ア 出張命令簿の精算欄等の記載が鉛筆書きとなっているものが複数あった。また、訂正印のないものがあった。
- イ 農業委員から集金して管理する現金については、適切に保管・精算を行い、必要性等について整理していただきたい。
- ウ 契約関係等の起案書やその添付文書等を確認した結果、決裁日の記入漏れ、鉛筆書きの記入等があった。

② 意見

- ア 地域計画の策定に必要となる農地に関するシステムへの登録が進んでいない状況であるため、作業スケジュールを農林振興課と共有し、連携して事業実施に支障のないよう取り組みいただきたい。農地に関する相談業務が増加している状況の中、相続登記に関する法令の周知を推進し、業務増大により職員だけでは対応が困難な場合は、システム登録の委託等について検討していただきたい。
- イ 耕作放棄・農地離れは、担い手となる専業農家の減少や高齢化、後継者不足、獣害被害などから深刻化している。市街地では一部、住宅地近くで耕作放棄地に雑草が繁茂し生活に支障が出ている事例もあり、農地管理の相談業務への適切な対応に努めていただきたい。

第7 総括意見

令和5年度に実施した定期監査の結果、つぎのとおり総括の意見とする。

1 補助金の実績報告の内容確認及び金額の確定について

浜田市補助金等交付規則第12条（補助金等の額の確定）では、「市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し」と規定されている。この規定に基づき、支出内容の証拠書類の提出を求め、内容を審査し、交付目的に沿って事業が実施されているか、交付対象外の経費が含まれていないか調査を行い、調査内容及び調査結果を決裁権者まで報告することが適切である。

また、補助金交付額について、補助金額を100円未満切捨て、また、1,000円未満切捨てを交付要綱において規定しているにも関わらず、円単位で精算している事例が複数の課であった。補助金額の交付決定及び確定をする時には、交付要綱を十分確認するよう徹底していただきたい。

2 個人情報管理について

浜田市個人情報保護管理規程第14条では、職員は、保護責任者（課長）の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない、と規定されている。各課の保管状況は、概ね適正に鍵付きの保管庫で管理されていると報告があったが、一部保管庫に入れられていないものがある。課によっては施錠できる保管庫が必要数配置されておらず、適切な保管状況となっていない場合があるため、必要な保管庫の予算化を図り、個人情報の適切な管理に努めいただきたい。なお、地震発生を想定し、保管庫の耐震対策を合わせて行う必要がある。

3 郵便切手の管理について

各課で保管する郵便切手については、浜田市財務規則第140条の規定により、物品取扱主任は、郵便切手類受払簿を備え記入して管理することとなっている。郵便切手は、現金と同等に保管することが適切であり、鍵付きの保管庫で保管し、使用の経過が分かるよう受払簿に記入の上、使用者とは別に確認者が随時残枚数を確認するよう統一した取扱いを行っていただきたい。

4 出張（旅費）の事務処理について

各課の出張命令簿と出張復命書を確認したところ、浜田市職員服務規程第18条の規定に基づき、概ね適正に帰庁した日から1週間以内に出張復命書を作成し報告されていたが、一部旅費の支払い漏れがあった。出張命令簿に旅費の支出費目及び精算欄があり、記入することで旅費の支出管理ができるため、支出処理後は記載し、支払い漏れないよう留意していただきたい。なお、旅費の支給額については人事課作成の「旅費の手引き」を参照し、昼食を浜田市内でとる場合は日当の支給がないなど細かい定めがあるため、職員が十分理解する必要がある。

5 市が事務局を担当する団体の事務処理及び通帳等の管理について

市が事務局を担当する団体が多数あり、通帳と印鑑を保管して事務処理を行っている。現金、通帳の保管については、概ね適正に行われていたが、一部十分でないものも見受けられたため、今後も、管理を厳重にするとともに適正な事務処理と複数体制によるチェックに努めていただきたい。

6 職員配置及び業務負担への対応について

この度監査を行った各課においては、正規職員の欠員や臨時的な業務の発生により職員の負担が増している状況が見受けられた。職員の健康管理、組織の安全衛生管理上からも配慮が必要である。また、リスク管理の観点からも、人員不足等による事業執行や事務処理に係るミスの発生、市民サービスの低下が起こらないよう留意する必要がある。引き続き、適正な人員配置を確保するとともに、各部課において、職員の業務量の把握と業務分担の見直し、事務処理マニュアルの整備、部内の応援体制の構築、再任用職員や会計年度任用職員の活用などについて十分に検討さ

りたい。今後も、新たな行政需要への対応など業務量及び職員の負担が増すことが懸念されるため、限られた人員で対応できるよう業務効率化を推進するよう努めていただきたい。

7 第三セクター及び指定管理施設等における監督、指導の強化について

一部の第三セクターや市の指定管理施設において、経営状況が悪化もしくは改善しない団体が見受けられた。市として、その経営状況を適時、的確に把握して、収支が改善に向かうよう、監督、指導を強化されたい。また、団体の自立した経営を促進するため、補助も含めた公的関与のあり方についても、再度、整理検討することを求める。

8 資産の老朽化と対応について

農道等の農林業におけるインフラ資産や水産業、産業振興における公共施設等の老朽化等による維持管理や更新に係る費用への対応が将来的な課題である。公共施設及びインフラ資産における更新需要に対する財源が十分に見込めていないことに加え、物価高騰による経費の増加、新規建設分を含めた事業費削減の必要性など課題が見られる。基金等を充てることで、事業費を確保するなど有効な対応をしているが、令和6年1月の能登半島地震による甚大なインフラ被害の状況を見ても、資産老朽化は、市民生活の安全安心に直結するため、必要な財源確保を図り、優先順位をつけながら適時適切な対応をすることを望む。

あわせて、総務省の統一的な基準に基づく財務書類4表について、十分に活用されていない現状があるため、各課が連携し、行財政改革の推進や公共施設の更新需要額の把握と対応等に活用するよう検討していただきたい。

9 事業の評価とスクラップ・フォー・ビルドについて

この度監査を行った課において、事業を民間団体へ移譲して民間主導とし、市は伴走的に支援をして成功している事例が見られた。限られた職員で事業を執行するためにも、民間でできることは民間へ移譲し、効果の薄い事業は廃止を検討するなど、今後も事業の経済性、有効性等の効果をしっかりと評価をして、事業の方向性を検討するよう努めていただきたい。